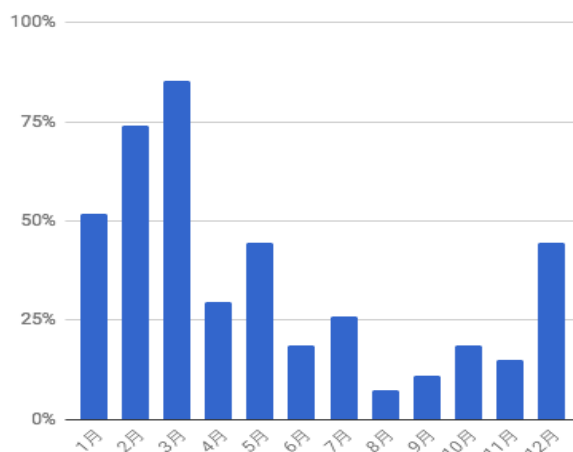
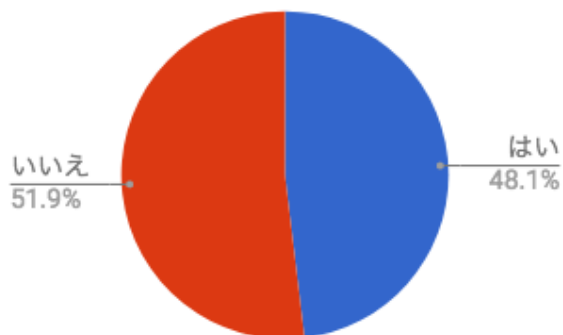


繁忙期（12時間/日以上）の労働時間）はいつか（複数回答）



働き方を変えていくために、優秀な人材確保が課題だと思うか（単回答）



出所) 2017年当社独自アンケート (※ 27の会計事務所が回答)

- また、当社には、以下のような会計事務所からの声も寄せられている。
 - 税理士試験の予備校が開催する合同就職説明会でも、年々、就職希望者の人数が減少し会計事務所のブースが増えており人材獲得競争が激化している。就労人口の減少と税理士試験の受験者数の減少が顕著に表れてきている。就業人口減少を原因とした、採用難、労働時間の増加、質の低下の懸念がある。当事務所としては今後先細っていく労働力を奪い合うことにそこまで価値を見出すことができず、仕事の仕方や働き方の見直しを行っている。仕事の仕方については全体の工数を減らす必要があり、それに繋がる新しい技術の積極的な導入していく。働き方については更なる多様な働き方（時間有給制度等）を模索していきたい。

2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

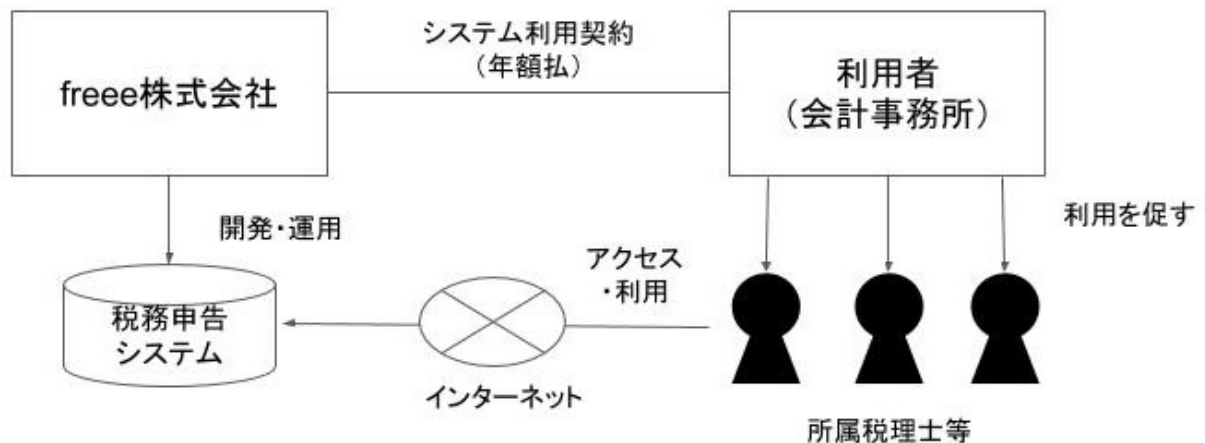
- 事業実施主体
 - 実施事業者：freee 株式会社
 - 税務申告業務実施事業者（以下「会計事務所」という。）
- 事業概要
 - ① freee 株式会社において、会計事務所と当サービスのシステム利用契約を結ぶ。

- freee 株式会社の提供する会計ソフトでは、日々の帳簿作成と決算作業までが可能であり、その後工程の税務申告業務が、当サービスの利用シーンである。
- ②freee 株式会社において、会計事務所が当サービスを利用するために、サービスアカウントの有効化手続きを行う。
- ③有効化された後、会計事務所がインターネット上でログインをする。
- ④会計事務所において、税理士及びその他の事務所職員に利用を促す。
 - 税務申告業務を行うのは、税理士登録を行っていないその他の事務職員ではなく、税理士のみとする。
 - 利用時に、税務申告ソフトのアカウントを利用者毎に登録することになり、それによって有資格者であるかが識別・制御することが可能になる。
 - 当サービスの権限管理は会計事務所が行うものとし、当サービスの利用規約や付属文書等にその旨を記載する。
- ⑤税理士が、当サービスを活用し、税務申告業務を行う。
 - リモートワーク対応版であることから、税理士は、事務所登録のあるオフィスだけでなく、自宅、サテライトスペース、顧問先オフィス等の会計事務所が予め承認した場所（以下「リモート勤務場所」という。）からも税務申告ソフトの操作が可能となる。
 - リモート勤務場所では、税務申告ソフトの操作による税務申告業務のみを行い、顧問先企業との打合せのための設備・スペースは設けられず、打合せは行われない。
 - また、リモート勤務場所が登録のある事務所と誤認されるような、看板を掲げる行為・名刺への住所記載等は行わない。
 - 当サービスの利用規約や付属文書等において、税理士法上で禁止されている二箇所事務所該当するおそれがあるケースを例示し、リスクの認識を促す。
 - リモート勤務期間の定めがなく、労働時間の全部について、在宅勤務をする場合
 - 勤務場所が固定的となり、自宅等が実質的に「事務所」と変わらない場合（例えば、自宅等のリモート勤務先で職員を採用していたり、顧客との打合せのための設備やスペースを設けていたり、事務所以外の場所で補助的に業務に従事していると認められない場合）
 - 自宅等で作業する場合に、家賃や使用料等を経費計上しており、適切に按分していない場合（自宅を経費計上していても、所属事務所のテレワークによる申告業務を除き、例えば直接受託事務分のみを按分して計上することは認められるケースもありうる。）
 - 所属税理士の勤務場所・時間・業務内容について会計事務所の監督が及ばなくなっている場合
 - 会計事務所による所属税理士やその他の事務所職員に対する監督義務について、勤務時間・場所、業務内容の管理、守秘義務の遵守等について、会計事務所の業務規程で定める（freee 株式会社からは、別紙リモート勤務規程の雛形を当サービスの利用会計事務所に配付する）。
 - なお、別紙リモート勤務規程においても、監督義務に関する留意事項や二箇所事務所規定に抵触するおそれのある事例を掲載するとともに、リモート勤務場所においても、税理士業務に係る法令上の義務は、事務所で勤務する場合と同様に適用される旨を注意喚起する。
 - 例えば、守秘義務の遵守として、リモート勤務場所での覗き見防止対策のほか、税務申告ソフトのシステムサポートにあたり、会

計事務所が入力した会計・税務情報を当社のサポート担当に必要最小限の範囲で閲覧・確認することを依頼をする場合には、予め顧問先（納税者）の許諾を取得すること

- 業務内容の管理として、日報等により、会計事務所が、事務所で業務に従事する場合と同様に監督すること
- リモート勤務中における無資格者の権限外の業務遂行や、管理者の把握していない新規顧客の申告書等をリモート勤務者が勝手に作成すること等は、税理士法第 41 条の 2 に規定する使用人等に対する監督義務を果たしていないこと 等

システム利用イメージ



3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期



4. 解釈及び適用の有無の確認を求める法令の条項等

税理士法

- 第四十条 税理士（税理士法人の社員（財務省令で定める者を含む。第四項において同じ。）を除く。次項及び第三項において同じ。）及び税理士法人は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならない。
- 2 税理士が設けなければならない事務所は、税理士事務所と称する。
- 3 税理士は、税理士事務所を二以上設けてはならない。
- 4 税理士法人の社員は、税理士業務を行うための事務所を設けてはならない。

5. 具体的な確認事項

● 確認事項

- 本照会書 2. に記載のとおり、会計事務所の税理士が当サービスを利用してリモート勤務場所での税務申告業務を行う場合に、当該リモート勤務場所が、税理士

法第 40 条第 3 項の「税理士事務所」に当てはまらないことを確認したい。

● 当社の考え

- 「事務所」については、国税庁の通達により、以下の解釈が示されている。
税理士法基本通達の制定について（法令解釈通達）（抄）

官総 6-11 官人 6-4 平成 14 年 3 月 26 日

（改正 平成 26 年 3 月 31 日 改正 平成 26 年 6 月 27 日）

■ （事務所）40-1 法第 40 条に規定する「事務所」とは、継続的に税理士業務を執行する場所をいい、継続的に税理士業務を執行する場所であるかどうかは、外部に対する表示の有無、設備の状況、使用人の有無等の客観的事実によって判定するものとする。

- 本件では、当サービスにおけるシステム上の機能及び会計事務所の業務規程を利用し、別紙リモート勤務規程の付属文書に掲げた事項に留意した上で、利用者たる会計事務所の税理士及びその他の事務所職員が、開業税理士（税理士法施行規則第 8 条第 2 号ハに規定する区分の登録をしている者）または税理士法人の社員税理士（同規則第 8 条第 2 号イに規定する区分の登録をしている者）の監督の下、それぞれに許された権限において業務をリモート勤務場所で行う場合、当該リモート勤務場所は、継続的に税理士業務を執行する場所であるとは考えられないため、税理士法第 40 条第 3 項における「税理士事務所」に該当しない。

6. その他

- 特になし。